

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（社会体育振興推進業務員）

職務内容	1 振興局管内での社会体育事業の企画・運営 2 体育施設利用受付事務 3 各指定地区管内の体育施設の維持管理
受験資格等	Word、Excelなどを業務で使用するため、PCを使用できる方 施設の除草作業のため刈払機を使用できる方が望ましい。
配属先	佐伯市宇目 B&G 海洋センター 佐伯市米水津温水プール
その他	指定地区管内以外の業務補助に行く場合があります。 業務上必要な外出時に、自家用車等を使用することがあります。 （ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 147,800 円から 160,100 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 15 分（休憩 45 分）
事業の都合により前後することもあります。
- ・月 17 日勤務としますが、年間 204 日を上限として担当課と協議の上勤務日を決定します。また、社会体育事業の業務により土・日曜日、祝日、夜間に勤務することがあります。年末年始は勤務を要しません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇

無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。

佐伯市教育委員会会計年度任用職員の職務内容及び勤務条件について
（学校給食センター所長）

職務内容	1 学校給食センターの管理・運営 2 学校給食会計の事務処理 3 学校給食の検食、記録 4 その他センターの運営及び学校給食事業に関する庶務
受験資格等	Word、Excelなどを業務で使用するため、PCを使用できる方
配属先	さいき学校給食センター
その他	・業務上必要な外出時に、自家用車等を使用することがあります。 （ガソリン代相当の旅費支給）

1 根拠法令

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（パートタイム）

2 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※任用後 1 か月間は条件付採用期間となり、この期間は延長されることがあります。

※任用期間満了後、選考等を経て再度任用されることがあります。

3 報酬

- ・年齢や経験年数に応じて、月額 158,000 円から 171,100 円の間で決定
- ・月の初日から末日までの報酬を翌月の 21 日（休日の場合はその前日）に口座振込

4 各種手当

- ・通勤手当 通勤距離が 2km 以上となる場合に支給（上限あり）
- ・時間外手当 時間外勤務は原則ないが、発生する場合は時間外手当を支給
- ・期末手当 任用期間、勤務時間、勤務日数等に応じ、6 月と 12 月に期末手当が支給されます。

5 勤務時間、勤務日等

- ・午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで、7 時間 45 分（休憩 45 分）
- ・月 17 日勤務。土・日曜日、祝日、年末年始は原則として勤務を要しません。

6 休暇

佐伯市の規定に基づき付与

例）有給休暇…年次有給休暇、忌引休暇、産前・産後、私傷病、その他特別休暇
無給休暇…介護、子の看護、生理休暇等

時間休暇については、有給休暇となる場合を除いて、1 時間を単位として月額報酬から控除します。

7 服務及び懲戒

- ・有期任用の職員であっても、地方公務員法上の職員であり、正規職員と同様の服務規定が課されます。服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止が適用され、違反時には懲戒処分の対象となるので十分注意してください。

※営利企業への従事等の制限は課されないため、兼業を行うことができますが、兼業を開始する、又は兼業をしている場合には、速やかに教育委員会に届け出てください。兼業の内容等によっては、上記の服務規定に違反し、懲戒処分又は分限処分の対象となる場合があります。

- ・公務で PC を使用する際は佐伯市情報セキュリティポリシーを遵守してください。

8 社会保険の加入及び所得税の源泉徴収について

市町村共済短期（健康保険に相当）、厚生年金保険及び雇用保険に加入し、保険料を源泉所得税とともに毎月支給する報酬から控除します。

9 災害補償

公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、佐伯市議会の議員その他非常勤職員の公務災害等に関する条例又は労働者災害補償保険法（労災）の適用が受けられます。